

平成20年

第4回市議会定例会 議案第26号

函館市立高等学校の授業料，入学料及び入学検定料条例の  
全部改正について

函館市立高等学校の授業料，入学料及び入学検定料条例の全部を次の  
ように改正する。

平成20年12月4日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館高等学校の授業料等徴収条例

函館市立高等学校の授業料，入学料及び入学検定料条例（昭和25年  
函館市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，市立函館高等学校の授業料，入学料，入学検定料  
および証明書交付手数料の額ならびにその徴収に関し必要な事項を定  
めるものとする。

（授業料等の徴収）

第2条 市長は，市立函館高等学校（以下「学校」という。）の生徒か  
ら授業料を，入学者から入学料を，入学検定を受けようとする者から  
入学検定料を，学校（函館市立の高等学校であったものを含む。）の  
生徒であった者で証明書の交付を受けようとするものから証明書交付  
手数料を徴収する。

（授業料等の額）

第3条 授業料，入学料，入学検定料および証明書交付手数料（第8条  
において「授業料等」という。）の額は，別表に定めるとおりとする。

（授業料等の納期）

第4条 授業料は，毎月25日までに納めなければならない。

2 入学料は，入学の際に納めなければならない。

3 入学検定料は，入学願書を提出する際に納めなければならない。

4 証明書交付手数料は、証明書の交付を申請する際に納めなければならない。

(授業料の不徴収)

第5条 次に掲げる事由により、生徒が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって授業に出席しないときは、その生徒に係る当該月分の授業料は、徴収しない。

(1) 学校の都合による臨時休業

(2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止または同法第20条の規定による臨時休業

(3) 校長の許可を得た休学または留学

(授業料の減免)

第6条 市長は、特別の事情があると認めるときは、授業料を減免することができる。

(証明書)

第7条 第2条の証明書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業証明書

(2) 修了証明書

(3) 成績証明書

(4) 単位修得証明書

(5) 調査書

(6) その他の証明書

(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度において学校の3年次に属する生徒（この条例の施行の日以後において転学または編入学をした者を含む。）に係る別表の

規定の適用については、同表中「9,900円」とあるのは、「9,600円」とする。

別表（第3条関係）

授 業 料	入 学 料	入学検定料	証明書交付手数料
月額 9,900円	5,650円	2,200円	1通につき 400円

（提案理由）

在学者以外の者から証明書交付手数料を徴収することとし、および規定を整備するため